秋田市告示第79号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項および同条第4項において準用する同法第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例による場合を含む。)の規定に基づき、介護扶助および介護支援給付のための介護を担当させる機関を次のとおり指定、休止および廃止したので、同法第55条の3の規定により告示する。

令和4年3月24日

秋田市長 穂 積 志

1 指定

事業所名称	所 在 地	指定年月日
居宅・訪問介護ステーションホッとらっく	秋田市土崎港南三丁目 9 番30号	令和4年3月1日
愛の家グループホーム秋田桜	秋田市桜一丁目13番36号	令和4年3月1日
グループホームPlus	秋田市飯島字長山下15番地	令和4年3月15日

2 休止

事業所名称	所 在 地	休止年月日
デイサービス本道の街ゆったり館	秋田市柳田字川崎138番地	令和4年3月31日

3 廃止

事業所名称	所 在 地	廃止年月日
清遊園指定居宅介護支援事業所	秋田市河辺戸島字上野4番地3	令和4年3月31日